議案第57号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備の ための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項の規定により準 用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

辺地における公共的施設の整備を促進するため、伊吹地域北部辺地に係る公共的施設の総合 整備計画を変更したいので、この案を提出するものである。

総合整備計画書

滋賀県米原市 伊吹地域北部辺地 (辺地の人口587人 面積77.45km)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 甲津原、曲谷、甲賀、吉槻、

上板並、下板並、大久保、小泉

(2) 地域の中心の位置 米原市小泉390番地1

(3) 辺地度点数 123点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、本市の北部に位置し、米原市役所本庁舎から約25km離れた山間地で、近傍の市(長浜市)までも約25kmの遠隔地である。山村振興法第7条第1項の規定に基づく振興山村に指定された区域で、豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯にも指定されている。これらのことから、地域にかなった施設等を整備しようとする総合整備計画を策定し、各事業を推進する必要がある。

(以下を追加)

上板並から小泉までの地域を除雪している除雪車は、配備から25年以上が経過し、老朽化している。降雪量が多い本地域における除雪作業の効率に大きな影響を与えていることから、除雪車1台を更新し、区域内の冬季の安全を確保する。

また、甲賀地区の自治会が実施する除雪作業に必要な除雪機械の購入費用の一部を補助し、区域内の冬季の安全を確保する。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度までの5年間

(単位・千円)

| F | | | | (+ | <u> 기자 · 1 1 / 1 </u> |
|-------------|--------|-------------|---------|------------|-------------------------------|
| | 区 分 | 事業費 | 財源 | 内 訳 | 一般財源の うち辺地対 |
| 施設名事業 | 美主体名 \ | 尹 不具 | 特定財源 | 一般財源 | 策事業債の 予定額 |
| 交通通信施設 | 市 | | | | |
| 市町村道・橋りょう | 111 | 26, 870 | 10,010 | 16, 860 | 16, 800 |
| 交通通信施設 | 市 | (29, 900) | | (29, 900) | (29,900) |
| 除雪機械 | 111 | 16,000 | 0 | 16,000 | 16,000 |
| 厚生施設等 | 市 | | | | |
| 診療施設 | 111 | 85, 895 | 14, 107 | 71, 788 | 57, 200 |
| 教育文化施設 | 市 | 5,000 | 0 | 5, 000 | 5,000 |
| 公民館その他の集会施設 | 1]1 | 5,000 | U | 5,000 | 5,000 |
| 厚生施設等 | 市 | 7, 200 | 0 | 7, 200 | 7, 200 |
| 消防施設 | 1]1 | 7, 200 | U | 1,200 | 7, 200 |
| 合 計 | _ | (154, 865) | | (130, 748) | (116, 100) |
| | | 140, 965 | 24, 117 | 116, 848 | 102, 200 |

上段:変更後下段:変更前

総合整備計画書 新旧対照表

(単位:千円)

変更後

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、本市の北部に位置し、米原市役所本庁舎から約25km離れた山間地で、 に基づく振興山村に指定された区域で、豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定 に基づく豪雪地帯にも指定されている。これらのことから、地域にかなった施設等を 整備しようとする総合整備計画を策定し、各事業を推進する必要がある。

(以下を追加)

上板並から小泉までの地域を除雪している除雪車は、配備から25年以上が経過し 老朽化している。降雪量が多い本地域における除雪作業の効率に大きな影響を与えて いることから、除雪車1台を更新し、区域内の冬季の安全を確保する。

また、甲賀地区の自治会が実施する除雪作業に必要な除雪機械の購入費用の一部 を補助し、区域内の冬季の安全を確保する。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度までの5年間

| 区分 | | | 財源内訳 | 内 訳 | 一般財源の |
|-----|-------|-----|------|------|-----------------------|
| 施設名 | 事業主体名 | 事業費 | 特定財源 | 一般財源 | うち辺地対 策事業債の 予定額 |

変更前

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、本市の北部に位置し、米原市役所本庁舎から約25km離れた山間地で、 近傍の市(長浜市)までも約25kmの遠隔地である。山村振興法第7条第1項の規定|近傍の市(長浜市)までも約25kmの遠隔地である。山村振興法第7条第1項の規定 に基づく振興山村に指定された区域で、豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定 に基づく豪雪地帯にも指定されている。これらのことから、地域にかなった施設等を 整備しようとする総合整備計画を策定し、各事業を推進する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度までの5年間

| 区 分 | | ļ | 財源 | 内 訳 | 一般財源の |
|-----|-------|-----|------|------|-----------------------|
| 施設名 | 事業主体名 | 事業費 | 特定財源 | 一般財源 | うち辺地対 策事業債の 予定額 |

(単位:千円)

| 交通通信施設 市町村道・橋り よう | 市 | 26, 870 | 10, 010 | 16, 860 | 16, 800 |
|---------------------------|---|-----------------|---------|-----------------|-----------------|
| 交通通信施設 除雪機械 | 市 | <u>29, 900</u> | 0 | 29, 900 | 29, 900 |
| 厚生施設等 診療施設 | 市 | 85, 895 | 14, 107 | 71, 788 | 57, 200 |
| 教育文化施設 公民館その他の 集会施設 | 市 | 5, 000 | 0 | 5, 000 | 5, 000 |
| 厚生施設等 消防施設 | 市 | 7, 200 | 0 | 7, 200 | 7, 200 |
| 合 計 | • | <u>154, 865</u> | 24, 117 | <u>130, 748</u> | <u>116, 100</u> |

| 交通通信施設 市町村道・橋り よう | 市 | 26, 870 | 10, 010 | 16, 860 | 16, 800 |
|---------------------------|---|----------------|---------|-----------------|-----------------|
| 交通通信施設 除雪機械 | 市 | <u>16, 000</u> | 0 | <u>16, 000</u> | 16,000 |
| 厚生施設等 診療施設 | 市 | 85, 895 | 14, 107 | 71, 788 | 57, 200 |
| 教育文化施設 公民館その他の 集会施設 | 市 | 5, 000 | 0 | 5, 000 | 5, 000 |
| 厚生施設等 消防施設 | 市 | 7, 200 | 0 | 7, 200 | 7, 200 |
| 合 計 | | 140, 965 | 24, 117 | <u>116, 848</u> | <u>102, 200</u> |